

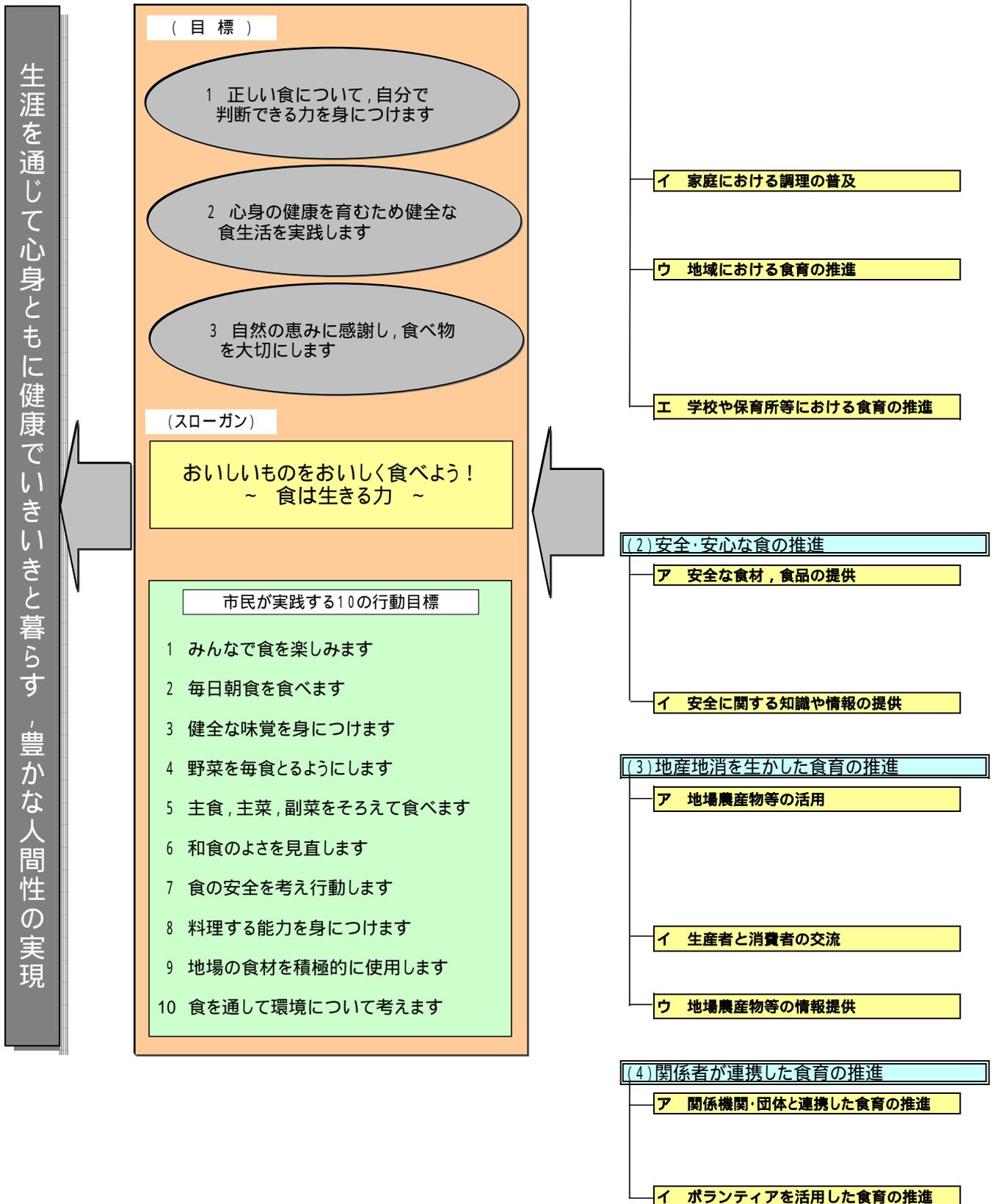
第4章 食育推進の取組

1 施策の体系

基本理念

目標

食育推進の基本的な方向性



食育推進の具体的な取組

指 標

【基本施策】 網掛けは重点施策

【主な取組】

(1) 食に関する理解促進の取組

ア 食生活と健康に対する意識の向上	
・食育推進運動の展開	(シンポジウム, 料理コンクール, 食育出前講座)
・食事バランスガイド等の普及啓発	(食事バランスガイド・食生活指針の普及啓発)
・食の体験活動の推進	(農業体験活動の推進)
・子どもの成長・発達段階に応じた取組の推進	(乳幼児健康診査時栄養指導, 離乳食教室等)
・自己の健康管理への支援	(各種健康教室, 栄養相談・栄養指導)
イ 家庭における調理の普及	
・基本的な調理技術の普及	(料理講習会, 料理レシピの作成)
・日本型食生活・伝統料理等の伝承	(料理講習会, 料理レシピの作成)
ウ 地域における食育の取組	
・食育の知識を有する人材の育成	(食育ボランティアの登録, 食生活改善推進員養成講座)
・地域講習会等の開催	(食生活改善地域講習会, 食育出前講座)
・地域における食環境の整備	(栄養成分表示の店の推進, 食事バランスガイド等の普及啓発)
エ 学校や保育所等における食育の取組	
・小・中学校における食に関する指導の充実	(食に関する指導の充実, 栄養教諭の配置)
・給食における地場農産物の使用促進	(道産小麦パンの使用, 地場産野菜の使用)
・保育所等における食育の推進	(食の体験活動の推進, 給食試食会の実施等)

・食育に関心を持っている市民の割合
・「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている市民の割合
・朝食を欠食する市民の割合
・内臓脂肪症候群を認知している市民の割合
・栄養バランスの改善
・自分の適性体重を維持することのできる食事を理解している人の割合
・学校給食が好きだと思う児童生徒の割合
・朝食を毎日食べている児童生徒の割合
・食の体験活動をしている学校・保育所等の割合
・外食や食品を購入する時に栄養成分表示を参考にする人の割合
・栄養成分表示の店の登録数

(2) 食の安全・安心の確保に関する取組

ア 安全な食料, 食品の提供	
・クリーン農産物の生産拡大	(減農薬栽培の推進, 残留農薬分析の実施)
・製造技術及び衛生管理技術の向上の推進	(講習会の開催, 食品の依頼試験の実施)
・食品衛生監視指導の充実	(食品営業施設等の監視指導, 食品の行政検査の実施)
イ 安全に関する知識や情報の提供	
・食品表示や食品管理等の知識の普及	(食品衛生講習会の実施, ホームページ等による情報の提供)

・安全性に関して食品表示を参考にする人の割合
・クリーン野菜表示販売率

(3) 農業・食品関連産業等における食育の取組

ア 地場農産物の活用	
・地場農産物の地元消費拡大	(旭川産米・野菜の消費拡大PR, 地場農産物直売支援事業推進)
・農産加工品や加工食品の開発促進	(地場農産物を利用した製品開発, 地場加工食品等の情報発信)
・給食における地場農産物の使用促進(再掲)	(道産小麦パンの使用, 地場産野菜の使用)
イ 生産者と消費者の交流	
・農業体験活動等の推進	(農業体験活動の推進, グリーン・ツーリズムの推進)
ウ 地場農産物等の情報提供	
・地場農産物等の情報提供	(農産物生産カレンダーの作成, 地場農産物・加工食品等の情報発信)

・地場の食料を意識して食べている人の割合
・ふれあいファーム登録数

(4) 関係者が連携した食育の取組

ア 関係機関・団体と連携した取組	
・関係機関・団体のネットワークづくり	(関係機関・団体等が連携協力による食育推進運動の展開)
・食に関する情報の一元化	(食育に関するホームページの作成)
イ ボランティアを活用した食育の取組	
・食育ボランティア活動の推進	(食育ボランティアの登録, 食育出前講座等)

・食育の推進に関わるボランティアの数
